

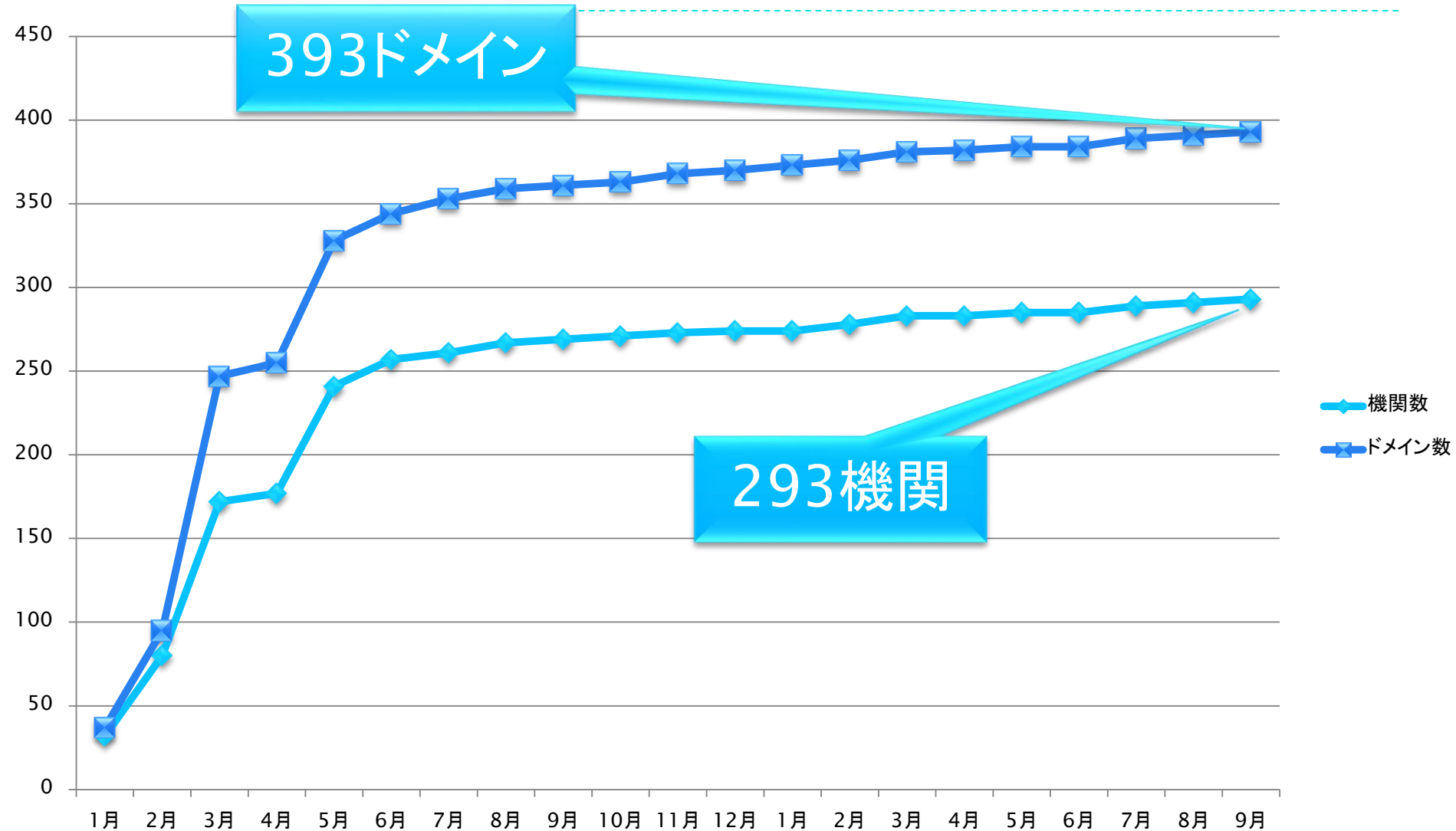
UPKI電子証明書発行サービスについて



平成28年度 SINET・学術情報基盤サービス説明会
国立情報学研究所

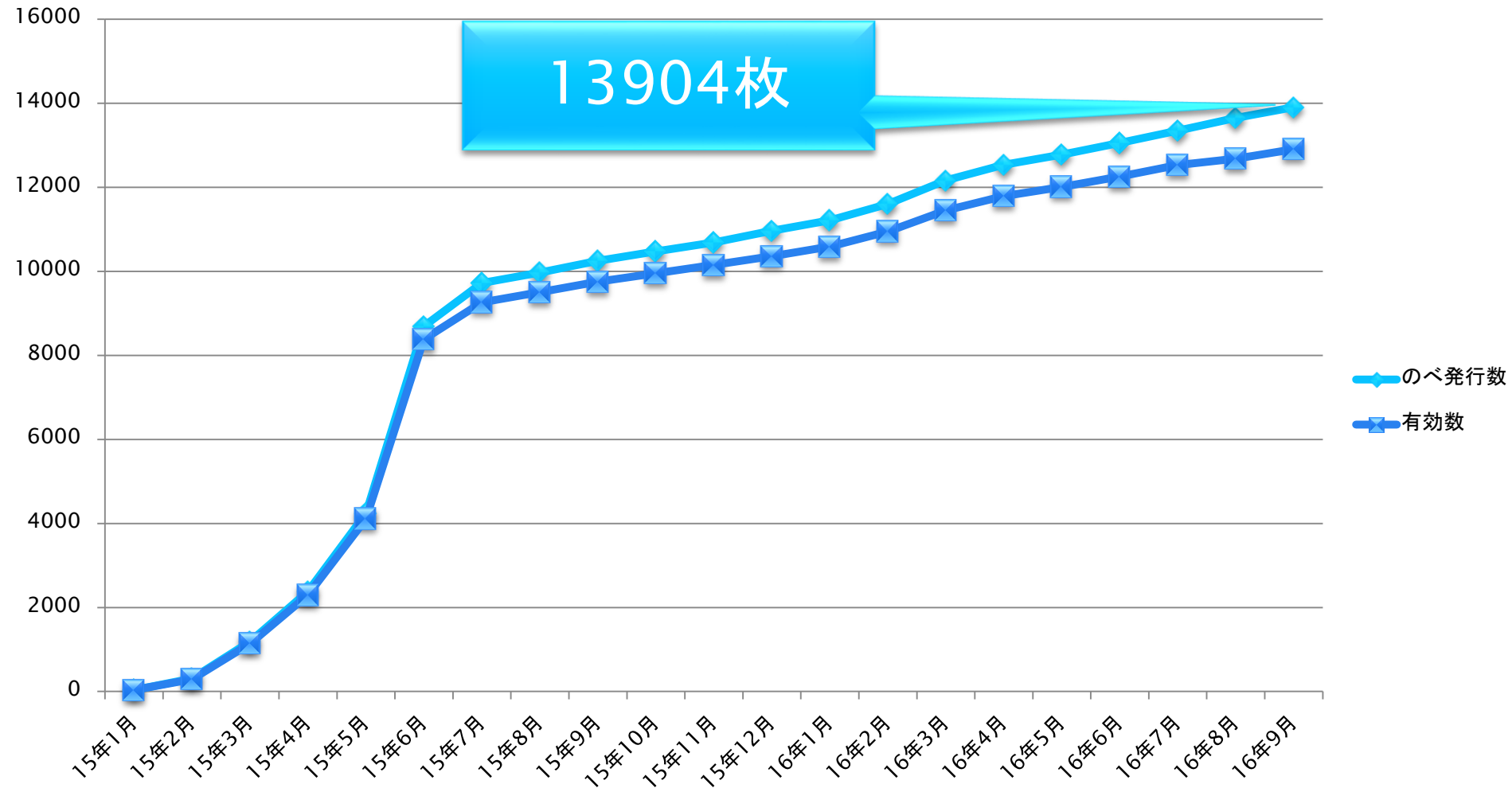


機関数・ドメイン数の推移





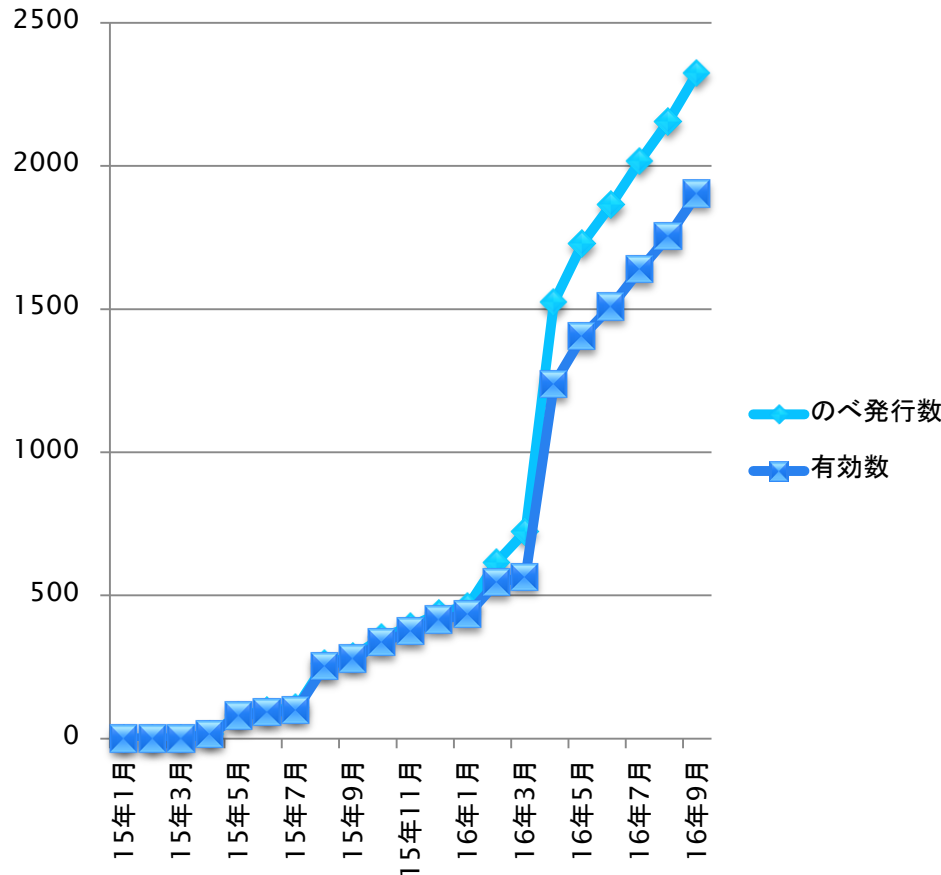
証明書発行状況—サーバ証明書



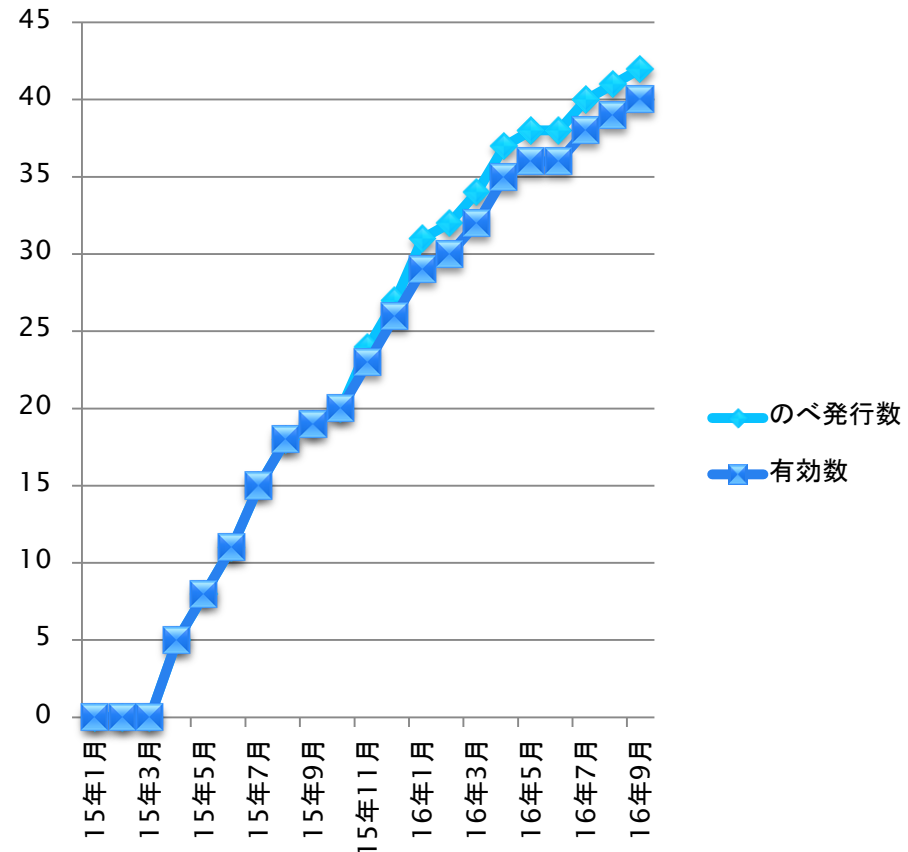


証明書発行状況—クライアント証明書 コード署名用証明書

クライアント証明書



コード署名用証明書





SHA1証明書の有効期限について

- ▶ SHA1のサーバ証明書
 - ▶ 有効期限：2016年12月末日
- ▶ SHA2の証明書への置き換えをお願いします
 - ▶ 同一主体者DNを用いる場合は、「更新申請」を行ってください
- ▶ SHA1の証明書は2016年1月よりすでに発行できません



次期調達について

- ▶ 現在の認証局での証明書発行契約（セコムトラストシステムズ）は、2017年12月末日までとなっています
- ▶ 次期認証局調達に向けた準備をすすめています
- ▶ 次期認証局による証明書発行は2018年1月開始予定です
- ▶ 次期サービスへのご意見・ご要望がありましたらサービス窓口までお寄せください
 - ▶ certs@nii.ac.jp



証明書有効期限の設定について

- ▶ 発行済みの証明書は、2018年3月末日もしくははそれ以降に失効予定です。
- ▶ 2017年2月末日発行分より、各証明書の有効期限を2019年3月末日までとします
 - ▶ 現認証局のCRL公開も、2019年3月末日までとします
- ▶ 2018年1月から証明書全失効までの期間を、新認証局発行の証明書への移行期間といたします

		2016(H28)			2017(H29)											
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現行	契約期間															
	発行申請可能															
	失効申請可能															
	CRL公開															
	有効期間(25ヶ月)					末日										
	有効期間短縮(24ヶ月)															
		2018(H30)												2019(H31)		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行	契約期間															
	発行申請可能															
	失効申請可能															
	CRL公開															
	有効期間(25ヶ月)															
	有効期間短縮(24ヶ月)															
次期	契約期間															
	発行申請可能															
備考	認証局移行期間	移行期間														

3月末日以降に全失効



登録担当者用証明書の更新について

- ▶ 2017年1月で、サービス開始から2年が経過します
- ▶ 登録担当者用証明書は25ヶ月(2ヶ年+30日)で有効期限満了となります
- ▶ 2017年早々に更新作業が必要になります
 - ▶ 例:
 - ▶ 2015年1月に登録担当者用証明書取得
→有効期限は2017年2月
 - ▶ 有効期限の30日前から、更新申請が可能になります
 - ▶ 証明書の更新には、申請と本人確認が必要です
 - ▶ 旧プロジェクトでは電話での連絡が必要でしたが、本サービスではUPKI申請システムを用いて更新申請できるようにいたします



UPKI申請システム

- ▶ これまでExcelファイルで作成いただいていた各申請書が、Webサービスで作成できるようになりました
- ▶ <https://certs-office.nii.ac.jp>
- ▶ UPKIに関する全ての申請書が作成できます
 - ▶ ドメイン申請
 - ▶ 機関情報変更申請
 - ▶ 登録担当者情報変更申請
 - ▶ 利用期間更新申請
 - ▶ サービス利用申請
 - ▶ 確認実施手順調査票 提出・変更
 - ▶ 体制図 提出・変更
 - ▶ 登録担当者用証明書更新申請 **New!**
- ▶ 各申請に、登録担当者と窓口担当者がコメントをつける形で、修正点などやりとりできます

クライアント証明書発行対象の拡充(再掲)

- ▶ クライアント証明書を利用しやすくするために、CP (Certificate Policy : 証明書ポリシー) を改訂いたしました
 - ▶ 2016年3月15日公開
 - ▶ 主な変更点
 - ▶ これまでは個人を対象としてしか発行できなかったものが、役職、組織(課や係など)を対象として発行できる
 - ▶ 当該機関に所属する者にしか発行出来なかったものが、たとえば業務委託や派遣の職員にも発行できる
- ▶ サービス利用機関においては、上記のような対象に発行したい場合、このための審査基準を作成していただく必要があります
 - ▶ 発行対象は、たしかにその機関に実在するか
 - 実在することが客観的に証明できますか？
 - ▶ 証明書の発行を申請した者は、たしかにその発行対象で間違いがないか
 - ご本人からの申請ですか？なりすましではありませんか？

- ▶ 利用者とは
 - ▶ 学術機関に所属する者
 - ▶ 学術機関が認めた役職、組織（係、班や課などを単位とするもの）
 - ▶ 学術機関が認めた、業務上証明書が必要な者
- ▶ コモンネーム（CN）に記載できる内容
 - ▶ 利用者氏名
 - ▶ 利用者識別子（文字列や数字）
 - ▶ 利用者に含まれる組織名
 - ▶ 利用者に含まれる役職名
 - ▶ 組織内のさまざまな部門名



おわりに

- ▶ ご連絡・お問い合わせ先
 - ▶ 国立情報学研究所 学術基盤課総括・連携基盤チーム
(認証担当)
 - ▶ Mail : certs@nii.ac.jp
 - ▶ 電話 : 03-4212-2218
 - ▶ Web : <https://certs.nii.ac.jp>
 - ▶ 原則, サービス利用機関または利用予定機関の機関責任者・登録担当者からお願いします